**-------------------------**

**規則**

**-------------------------**

高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年９月30日

高知県知事　尾﨑　正直

**高知県規則第99号**

**高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国**

**後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する**

**規則**

高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰**

**国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関**

**する法律施行細則**

第１条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第２条第１項中「をいう」を「をいい、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者（法第２条第３項に規定する特定配偶者をいう。）を含む」に改め、同項に次の２号を加える。

(11)　配偶者支援金支給決定調書

(12)　配偶者支援金支給台帳

第２条第２項に次の１号を加える。

(４)　配偶者支援金支給申請書受理簿

第３条第１項及び第４条第２項中「。以下」を「）（以下」に改める。

第６条第２項中「前項」を「前２項」に、「同項ただし書」を「第１項ただし書」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　福祉保健所長は、法第15条第３項において準用する法第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法の規定に基づき配偶者支援金（法第15条第１項の配偶者支援金をいう。第11条において同じ。）の支給の開始若しくは廃止又は申請の却下の決定をしたときは、当該申請者又は被支援者に対し、書面により通知しなければならない。

第９条中「第29条第１項」を「第29条第１項又は法第15条第３項において準用する法第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第29条第１項」に改める。

第11条の見出し中「支援給付金品」を「支援給付金品及び配偶者支援金」に改め、同条第１項中「第19条第７項第３号」を「第19条第７項第３号又は法第15条第３項において準用する法第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第７項第３号」に、「支援給付金品」を「支援給付金品又は配偶者支援金」に改め、同条第２項中「支援給付金品」を「支援給付金品又は配偶者支援金」に改める。

**附**　**則**

この規則は、平成26年10月１日から施行する。

規　則

◎高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則